

2. 市街化調整区域にかかる全市の状況

(1) 区域区分の状況

市域の約6割が市街化調整区域となっている
 小野原東、国際文化公園都市、水と緑の健康都市、小野原西など土地区画整理事業の実施に伴って市街化区域への編入が行われてきた

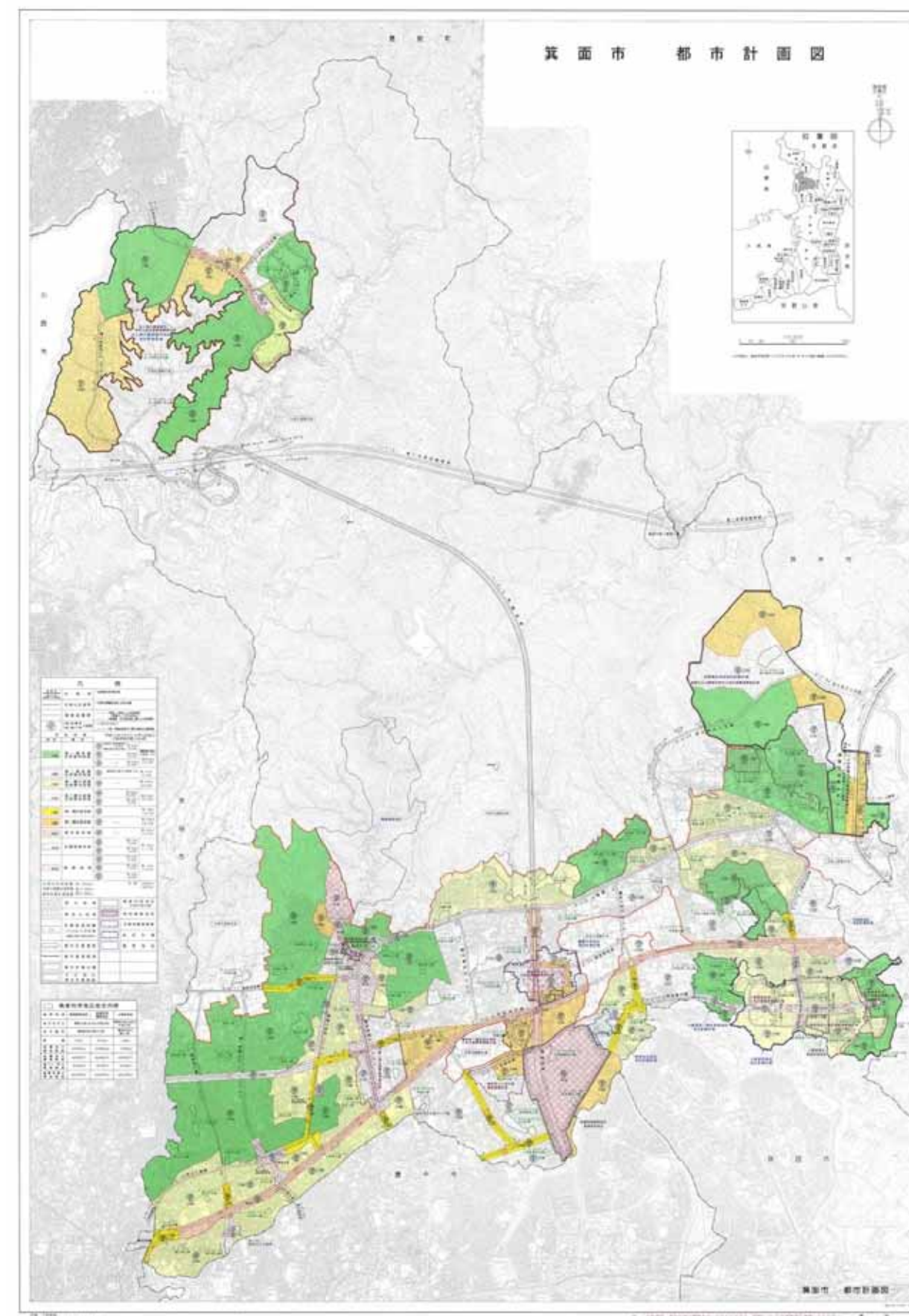
区域区分の指定状況

区分	面積	割合
市街化区域	1,985ha	41.5%
市街化調整区域	2,799ha	58.5%
合計	4,784ha	100.0%

市街化区域・市街化調整区域の変遷

都市計画決定		市街化区域	市街化調整区域	合計	備考
S45年6月20日	府告示第834号	1,361ha	3,474ha	4,835ha	
S52年12月26日	府告示第1811号	1,451ha	3,384ha	4,835ha	第1回一斉見直し
S58年10月19日	府告示第1348号	1,482ha	3,353ha	4,835ha	小野原東地区
S61年1月24日	府告示第124号	1,487ha	3,348ha	4,835ha	第2回一斉見直し
H4年5月8日	府告示第618号	1,642ha	3,193ha	4,835ha	国際文化公園都市
H6年3月16日	府告示第411号	1,642ha	3,140ha	*4,782ha	第3回一斉見直し
H8年2月21日	府告示第276号	1,957ha	2,831ha	*4,788ha	水と緑の健康都市
H11年8月31日	府告示第1494号	1,985ha	2,799ha	4,784ha	茨木市との境界変更 小野原西地区
H16年3月30日	府告示第678号	1,985ha	2,799ha	4,784ha	箕面都市計画区域を北部大阪都市計画区域に名称変更
H17年9月6日	府告示第1688号	1,985ha	2,799ha	4,784ha	第5回一斉見直し 箕面市域変更無し

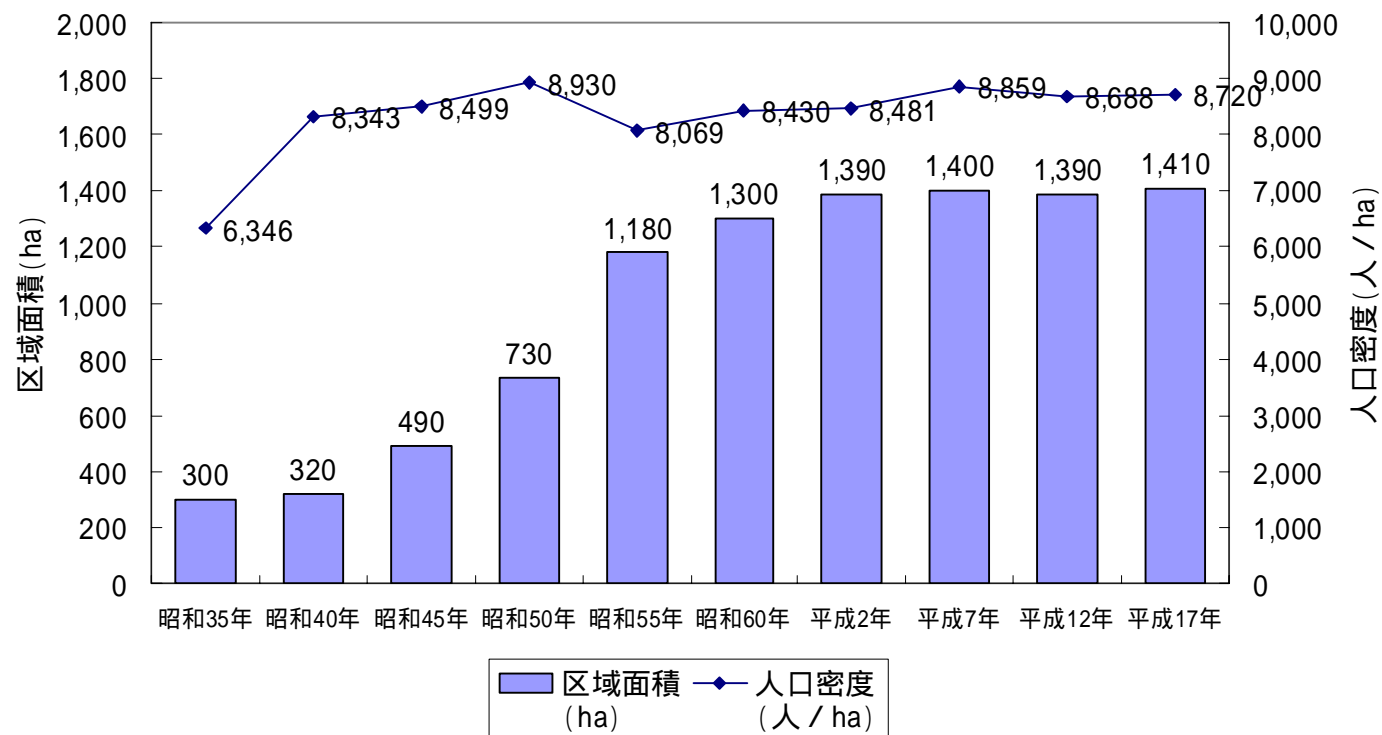
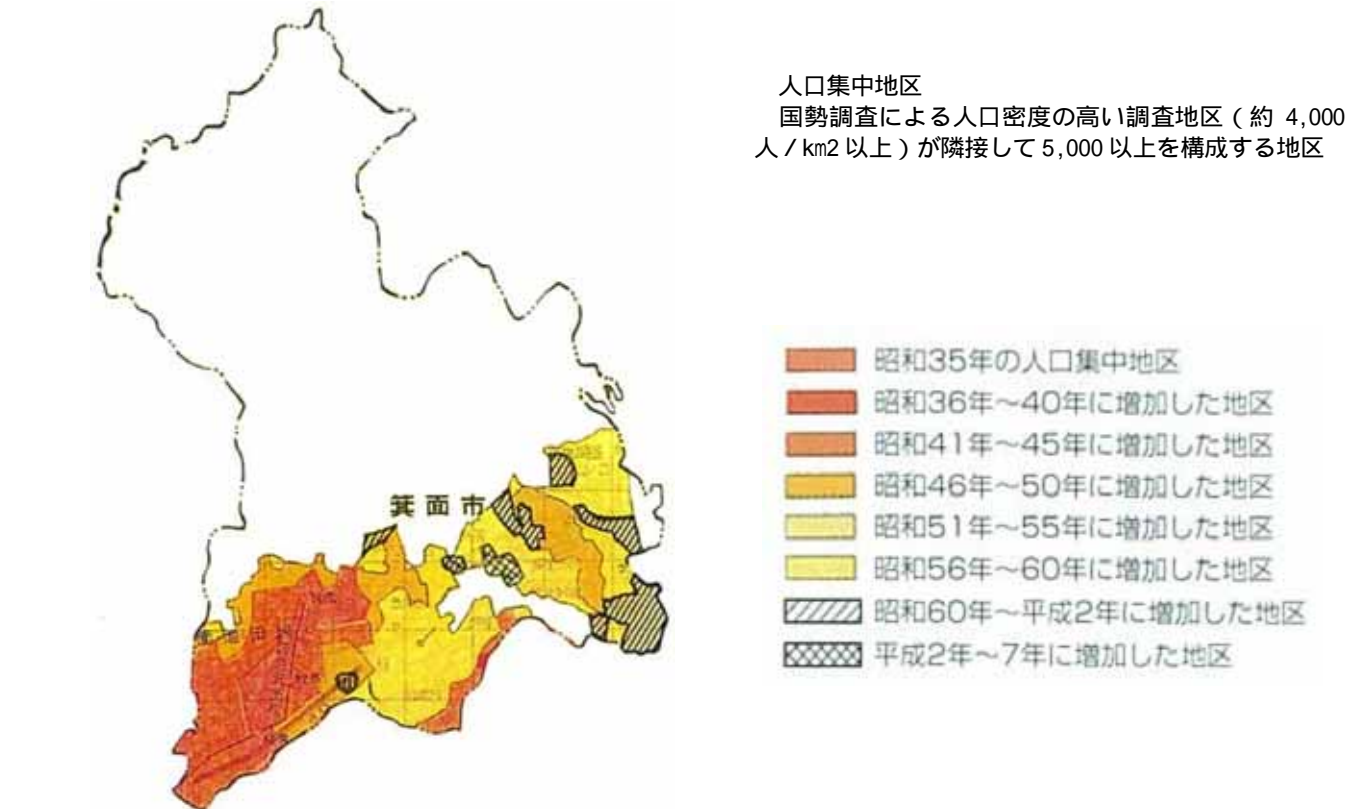
※市域面積の変更については、国土地理院の測量精度の変更による。「全国都道府県市区町村別面積表より」



箕面市都市計画図

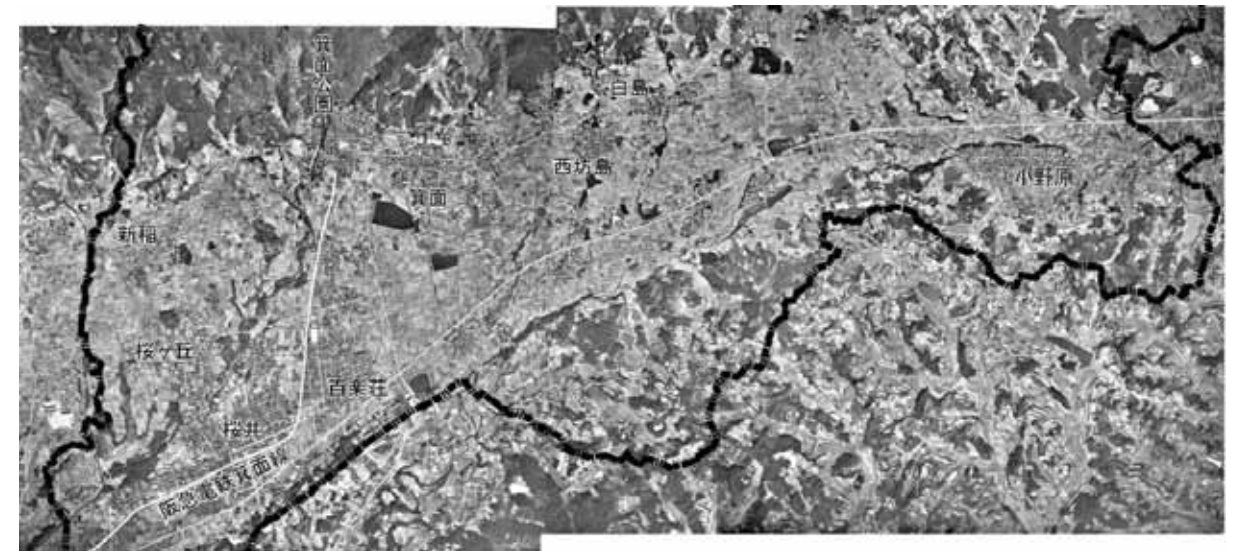
(2) 市街地の変遷

昭和30～40年代前半は西部の鉄道沿線を中心に市街化
 昭和40年代後半以降は中部・東部で旧住宅・都市整備公団や民間等による土地区画整理事業等を活用した住宅地開発で市街地が拡大
 今後は小野原西や彩都、箕面森町での宅地供給が予定されている



箕面市の人口集中地区（DID）の推移

出典：国勢調査



昭和23年の箕面市の航空写真



昭和49年の箕面市の航空写真



平成11年の箕面市の航空写真

出典：国土地理院

土地区画整理事業

事業名	都市計画決定	事業認可(公告)	施行者 ※3	施行面積 (ha)	施行年度	仮換地指定	換地処分 (公告)
船場堀組団地 土地区画整理事業	※2	S44年1月4日 府告示第57号	大阪船場堀組卸 商団地協同組合	73.0	S43~48	—	S47年4月19日
中部土地区画整理事業	S44年5月15日 建告示第1985号	S46年6月2日※1 府指令都整第1281号	箕面市	29.4	S46~51	S47年7月1日	S51年9月13日
箕面市稲 土地区画整理事業	※2	S50年6月2日※1 府指令都整第26号	箕面市開発協会 他3名	2.5	S50~51	—	S51年6月2日
小野原 特定土地区画整理事業	S52年12月26日 府告示第1813号	S53年3月20日※1 府指令都整第654号	箕面市	35.1	S52~60	S55年12月25日	S61年3月5日
萱野第二 土地区画整理事業	S53年1月5日 市告示第1号	S53年3月20日※1 府指令都整第630号	箕面市	15.2	S52~58	S55年12月3日	S58年4月15日
萱野第一農住組合特定 土地区画整理事業	S57年8月27日 市告示第58号	S58年4月6日 府告示第535号	萱野 第一農住組合	7.6	S58~63	S59年10月1日	S63年6月13日
小野原東 特定土地区画整理事業	S58年10月19日 府告示第1345号	S59年9月29日 建告示第1373号	住宅・ 都市整備公団	30.5	S59~63	S61年12月1日 S63年10月1日	H元年1月30日
国際文化公園都市特定 土地区画整理事業	H4年5月8日 府告示第616号 H11年8月31日 府告示第1496号 (位置変更)	H6年9月8日 建告示第1985号	住宅・ 都市整備公団	163.5	H6~24	—	—
	H19年1月5日 府告示第14号 (名称変更)						
萱野中央特定 土地区画整理事業	H7年3月31日 府告示第558号 H19年1月5日 市告示第1号 (名称変更)	H8年3月12日 市告示第28号	箕面市	22.6	H7~22	H9年3月21日	—
	H8年2月21日 府告示第273号 H15年12月12日 府告示第273号 (面積変更) (都市施設変更) H19年1月5日 府告示第14号 (名称変更)						
水と緑の健康都市特定 土地区画整理事業	H8年2月21日 府告示第273号 H15年12月12日 府告示第273号 (面積変更) (都市施設変更) H19年1月5日 府告示第14号 (名称変更)	H9年3月28日 府告示第532号	大阪府	313.7	H8~20	—	—
	314.2						
箕面市小野原大木谷 地区土地区画整理事業	※2	H3年5月10日 府告示第467号	箕面市小野原 大木谷地区土地区画 整理組合	2.3	H3~7	H4年5月1日	H8年1月12日
箕面市小野原北浦 地区土地区画整理事業	※2	H4年1月27日 府告示第111号	箕面市小野原 北浦地区土地区画 整理組合	2.6	H3~9	H5年4月3日	H8年9月20日
箕面市粟生新家北畑 土地区画整理事業	※2	H5年12月8日 府告示第1718号	箕面市粟生新家 北畑土地区画整理 組合	3.2	H5~9	H6年12月1日	H9年8月18日
箕面市小野原森ノ下 土地区画整理事業	※2	H9年12月3日 府告示第1812号	箕面市小野原 森ノ下土地区画 整理組合	1.8	H9~14	H10年7月18日 H10年9月24日	H13年3月29日
小野原西特定 土地区画整理事業	H11年8月31日 府告示第73号	H12年6月7日 市告示第54号	箕面市	34.1	H11~22	H14年7月29日	—
	H19年2月9日 市告示第17号 (名称変更・公園追加)						
合計			15地区	737.6			

※1認可日及び認可番号を記載

※2非都市計画事業

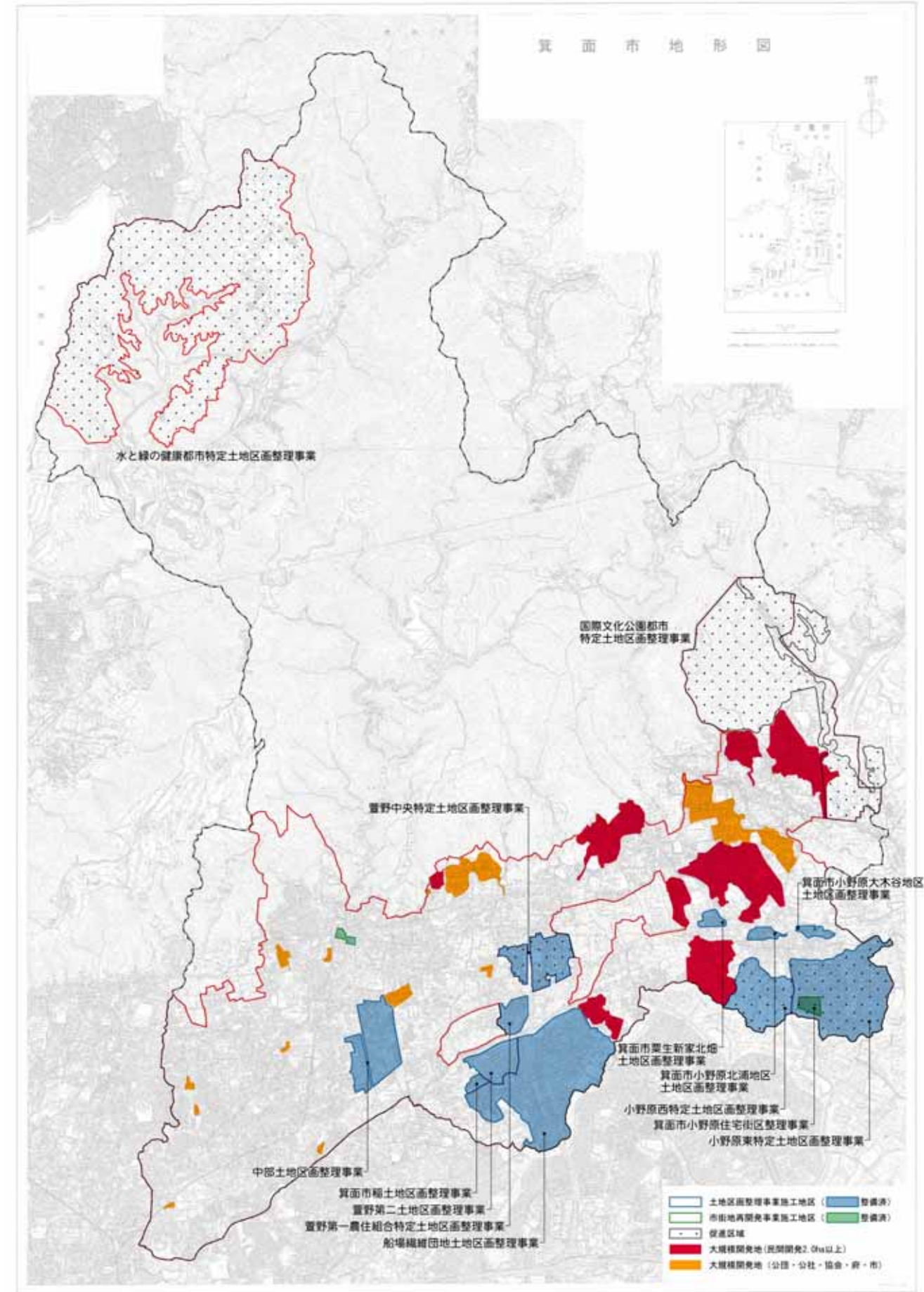
※3許可時の名称を記載

市街地再開発事業

事業名	都市計画決定	事業認可(公告)	施行者	施行面積 (ha)	施行年度	権利変換
箕面駅前地区第一種 市街地再開発事業	S48年2月14日 府告示第186号	S51年9月28日 市告示第50号	箕面市	1.5	S51~54	S52年7月25日

住宅街区整備事業

事業名	都市計画決定	事業認可(公告)	施行者	施行面積 (ha)	施行年度	換地処分(公告)
箕面市小野原住宅 街区整備事業	S57年8月27日 市告示第60号	S58年2月4日 府告示第163号	箕面市小野原住宅 街区整備組合	2.8	S57~61	S61年12月22日



市街地開発事業の施行状況

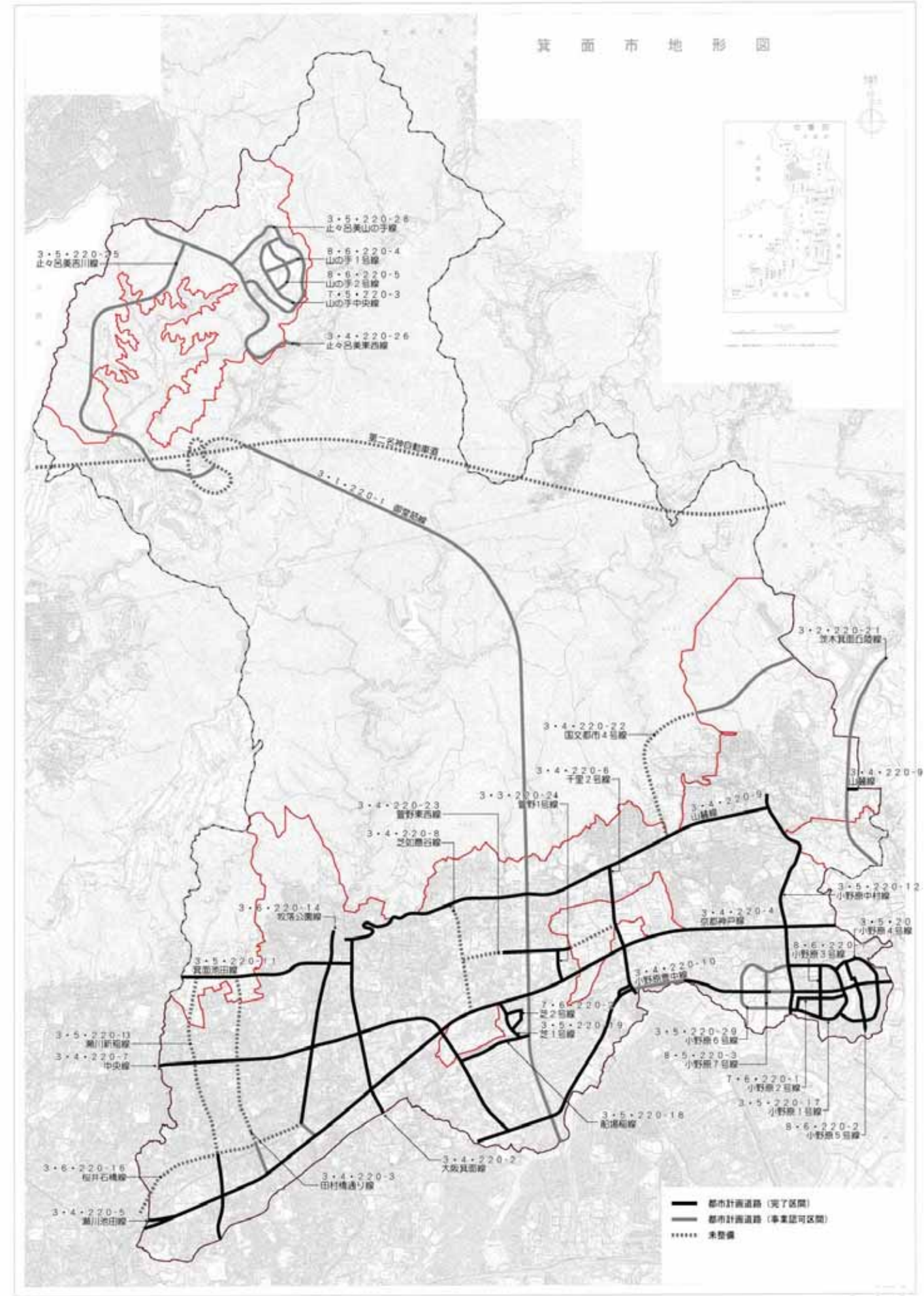
(3) 都市計画道路の整備状況

市域を東西に貫通する主要な都市計画道路は整備済み
箕面森町、彩都、小野原西など新規開発地区での都市計画道路の整備が進行中

都市計画道路の整備状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

種別	路線数	計画延長	整備延長	整備率
自動車専用道	3	14,210m	0m	0.0%
幹線街路	27	57,590m	37,140m	64.5%
区画街路	3	1,800m	930m	51.7%
特殊街路	6	1,150m	1,150m	31.0%
合計	39	77,310m	39,220m	50.7%

モノレール専用道含む



都市計画道路の整備状況

(4) 市街化調整区域における土地利用にかかる法規制の状況

都市計画法による開発・建築行為の用途規制

市街化調整区域は「市街化を抑制する区域」。

開発・建築行為を行う場合は許可が必要。原則として一定の開発・建築行為以外は認められない。許可にあたっては、「技術基準」と「立地基準」にも適合する必要（一部、許可不要の場合がある）。

許可不要な開発行為（法第29条）

開発行為の区分	例示
農林漁業施設及びその従事者の住宅	農家住宅、農林漁業の生産・保管等施設など
公益上必要な施設	鉄道施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設等
国、府等の事業	
都市計画事業等	都市計画道路・公園等、区画整理、再開発など
非常災害のための応急措置	
通常の管理行為、軽易な行為	仮設建築物、小規模増改築など

許可にあたって適合が必要な「立地基準」（法第34条）

開発行為の区分（概要）	例示
周辺居住者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の店舗、事業場等	日用品小売り店舗、コンビニ、理美容、自動車修理工場等
鉱物資源、観光資源の利用上必要な施設	生コン、破碎等製造業、観光の宿泊施設等
農林漁業施設	農林水産物の処理、貯蔵、加工施設
中小企業振興施設	リサイクル施設等（府・国等が一体助成する高度化事業）
既存工場の関連工場又は工作物	密接に関連する施設、コンクリートプラント等
特定危険物の貯蔵又は処理施設	火薬庫等
道路の円滑な利用のための施設	道路管理施設、休憩所、給油所等
地区計画の区域内の開発行為	地区計画の内容に適合するもの
府条例指定区域内の開発行為（34条8-3）	（箕面市該当区域無し）
府条例による定型的な開発行為（34条8-4）	収用移転、分家住宅、連担集落内の自己用住宅等

許可にあたって適合が必要な「技術基準」（法第33条）…概要

- ・道路、公園、排水施設、給水施設等が適切に設計されていること。
- ・地区計画が定められているときは、当該地区計画に適合していること。
- ・開発区域内の土地について必要な安全措置が図られていること。
- ・申請者に必要な資力・信用があること。
- ・開発区域内の関係権利者の相当数の同意を得ていること。 など

建築基準法による建築物の形態規制

都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域（市街化調整区域）内の建築物にかかる、容積率、建ぺい率、高さの限度が定められている。

一般の市街化調整区域では住居系用途地域並み、特に山間・山麓部では第一種低層住居専用地域並みの規制となっている。

形態規制の区分	適用区域	制限の内容
容積率 （法第52条1-6）	国定公園、近郊緑地保全区域 山なみ景観保全地区（箕面市都市景観条例）	10 / 10
	その他の区域	20 / 10
全面道路幅員による容積率 （法第52条2-3）	全域	4 / 10
建ぺい率 （法第53条1-6）	国定公園、近郊緑地保全区域 山なみ景観保全地区（箕面市都市景観条例）	5 / 10
	その他の区域	6 / 10
隣地斜線制限 （法第56条1-2二）	全域	1.25
前面道路斜線制限 （法第56条1、別表第3）	全域	1.25

箕面市まちづくり推進条例による建築物の高さの最高限度

市街化調整区域を区分して、地区毎に建築物の高さの最高限度が定められている。

（条例第18条 施行規則第4条、別表第12）

種別	地区	建築物の高さの最高限度
第1地区	新稲一丁目、新稲二丁目、新稲四丁目から六丁目まで及び箕面二丁目の市街化調整区域	1 建築物の高さの最高限度は、10mとする。 2 建築物の各部分の高さの最高限度は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたものとする。
第2地区	上止々呂美、下止々呂美並びに第1地区及び第3地区以外の市街化調整区域。ただし、自然公園法特別地域及び山なみ景観保全地区を除く。	建築物の高さの最高限度は、10mとする。
第3地区	萱野三丁目、稲三丁目、石丸一丁目、今宮一丁目、今宮二丁目、西宿一丁目、西宿二丁目、白島一丁目、白島二丁目、外院一丁目、外院三丁目、粟生外院一丁目、粟生外院二丁目、粟生外院六丁目、粟生間谷西五丁目、粟生間谷西六丁目及び粟生間谷東一丁目から三丁目までの市街化調整区域	1 建築物の高さの最高限度は、12mとする。 2 建築物の各部分の高さの最高限度は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10mを加えたものとする。

箕面市都市景観条例による「山なみ景観保全地区」内における現状変更行為等に対する許可基準

「山なみ景観保全地区」において現状変更行為または新築等を行おうとするときは、あらかじめ市長に申請し、許可を受けることが必要。

土地利用に際して、計画面積のおおむね6割以上の緑地確保を求める。

区分	概要
許可が必要な行為	<ul style="list-style-type: none"> ・300平方メートルを超える、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、鉱物の採掘、土砂の採取、木竹の伐採など。 ・建築物、工作物及び広告物の、新築、増築、改築、移転、大規模の修繕もしくは、大規模の模様替え、外観の一つの面の面積の過半の色彩の変更など。 <p>通常の管理のために必要な現状変更行為や軽易な現状変更行為、非常災害のために必要な応急措置として行う現状変更行為などは許可不要。</p> <p>300平方メートルの宅地の造成等の場合でも、計画区域の登録景観保全緑地を含む場合など、許可を受ける必要がある場合がある。</p> <p>建築物、工作物、広告物の新築等を行う場合は、敷地面積が300平方メートル以下であっても許可が必要。</p>
許可の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・計画面積のおおむね6割以上は、緑地であること。また、その緑地のうち3分の2以上は、現存の緑であること。 ・建築物等の高さは、10メートル以下であること。 ・緑地の配置、地形の改変、建築物などの規模、外観の意匠、材料、色彩などが景観に調和していること。
緑地面積の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・まず計画区域面積から300平方メートルを差し引いた残りを「基準面積」と呼ぶ。 ・基準面積の60パーセント以上を緑地として確保する。これを「景観保全緑地」と呼ぶ。 ・景観保全緑地は、「登録景観保全緑地」として市の台帳に登録され、どこが景観保全緑地かすぐわかるように明示される。 ・景観保全緑地の面積の3分の2以上は、もともとある緑地をそのまま残す。これを「残存緑地」と呼ぶ。残りは「造成緑地」として、あとで植栽して緑地にする。

箕面市市街化調整区域山間部大規模開発指導要綱による開発指導

市街化調整区域内の大規模開発について指導基準を定めている。

対象

- ・市街化調整区域内の5ha以上の大規模開発（都市計画法第34条10号イ）
- ・市街化調整区域内の土地区画整理事業

市街化調整区域の区分

市街化調整区域の区分	区域
山間山麓部	府道箕面池田線～府道豊中亀岡線～府道箕面池田線～市道新家奥線～府道茨木能勢線により画された線から北に位置する市街化調整区域
平野部	上記に定める区域以外の市街化調整区域

基本方針

- ・市街化調整区域の開発は抑制することを基本とする。
- ・ただし、計画的かつ一体的に整備することにより、良好な居住環境の形成、産業の振興その他都市機能の維持増進等の地域振興に寄与する場合は、自然環境との調和、良好な景観の形成、都市基盤整備等の幅広い角度からまちづくりについて検討を加えた上、妥当な場合に限り開発を認める。

開発計画の適合条件

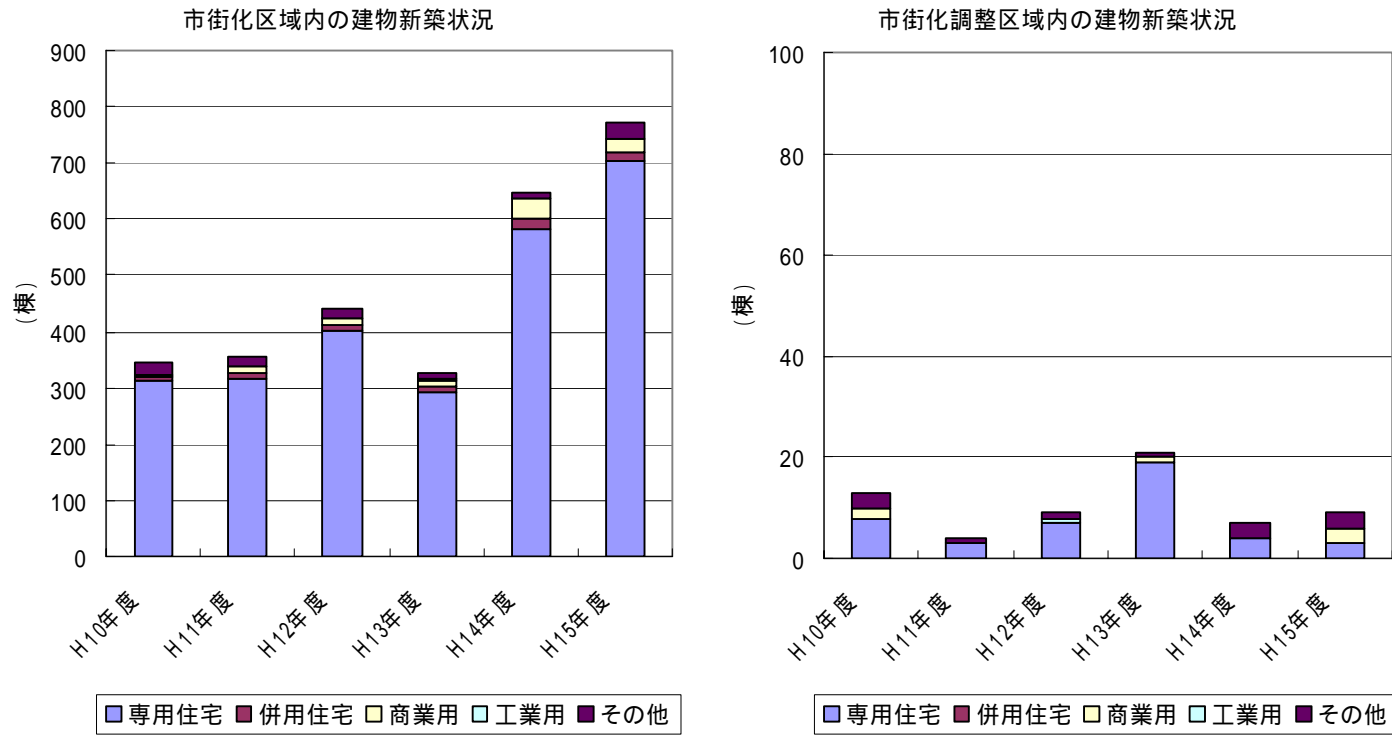
区分	適合条件
住宅地の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全を最優先とすること。 ・居住環境の改善に寄与するものであること。 ・公共施設及び公益施設（公共施設等）がそれぞれの機能に応じ、開発区域及び周辺地域の居住者の有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置されていること。
住宅地以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全を最優先とすること。 ・教育又は文化の振興に寄与するものであること。 ・先端産業又は研究開発の用に供する施設の建設計画その他の産業構造の高度化、雇用機会の拡大及び地域経済の活性化に寄与するものであること。 ・公共施設等がそれぞれの機能に応じ、有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置されていること。

開発行為の内容の基準（概要）

区分	山間山麓部の場合	平野部の場合
住宅地の場合	<p>用途：原則として一戸建の住宅</p> <p>画地規模：200㎡以上</p> <p>建ぺい率：50%以下</p> <p>容積率：100%以下</p> <p>建築物高さ：10m以下</p> <p>壁面後退：1.5m以上（四方）</p> <p>その他：日影、道路斜線、北側斜線等の規定</p>	<p>用途：原則として一戸建の住宅</p> <p>画地規模：150㎡以上</p> <p>建ぺい率：50%以下</p> <p>容積率：100%以下</p> <p>建築物高さ：10m以下</p> <p>壁面後退：1.0m以上（四方）</p> <p>その他：日影、道路斜線、北側斜線等の規定</p>
住宅地以外の場合	<p>用途：エレクトロニクス、光通信等の研究施設、私立大学、各種学校、私設美術館等で市長が認めるもの</p> <p>建ぺい率：50%以下</p> <p>容積率：100%以下</p> <p>建築物高さ：10m以下</p> <p>壁面後退：1.5m以上（四方）</p> <p>その他：日影、道路斜線、北側斜線等の規定</p>	<p>用途：エレクトロニクス、光通信等の研究施設、私立大学、各種学校、私設美術館等で市長が認めるもの</p> <p>建ぺい率：60%以下</p> <p>容積率：150%以下</p> <p>建築物高さ：10m又は12m以下 （まちづくり推進条例規則別表第12に準ずる）</p> <p>壁面後退：1.5m以上（四方）</p> <p>その他：日影、道路斜線、北側斜線等の規定</p>

(5) 開発の動向

市街化区域内の新築状況を見ると全市的には専用住宅の建設が増加傾向(近年の増加は、土地区画整理事業に伴う宅地供給が影響している)
開発許可、農地転用も同様に住宅の建設が増加



建物新築状況の推移

出典:都市計画基礎調査

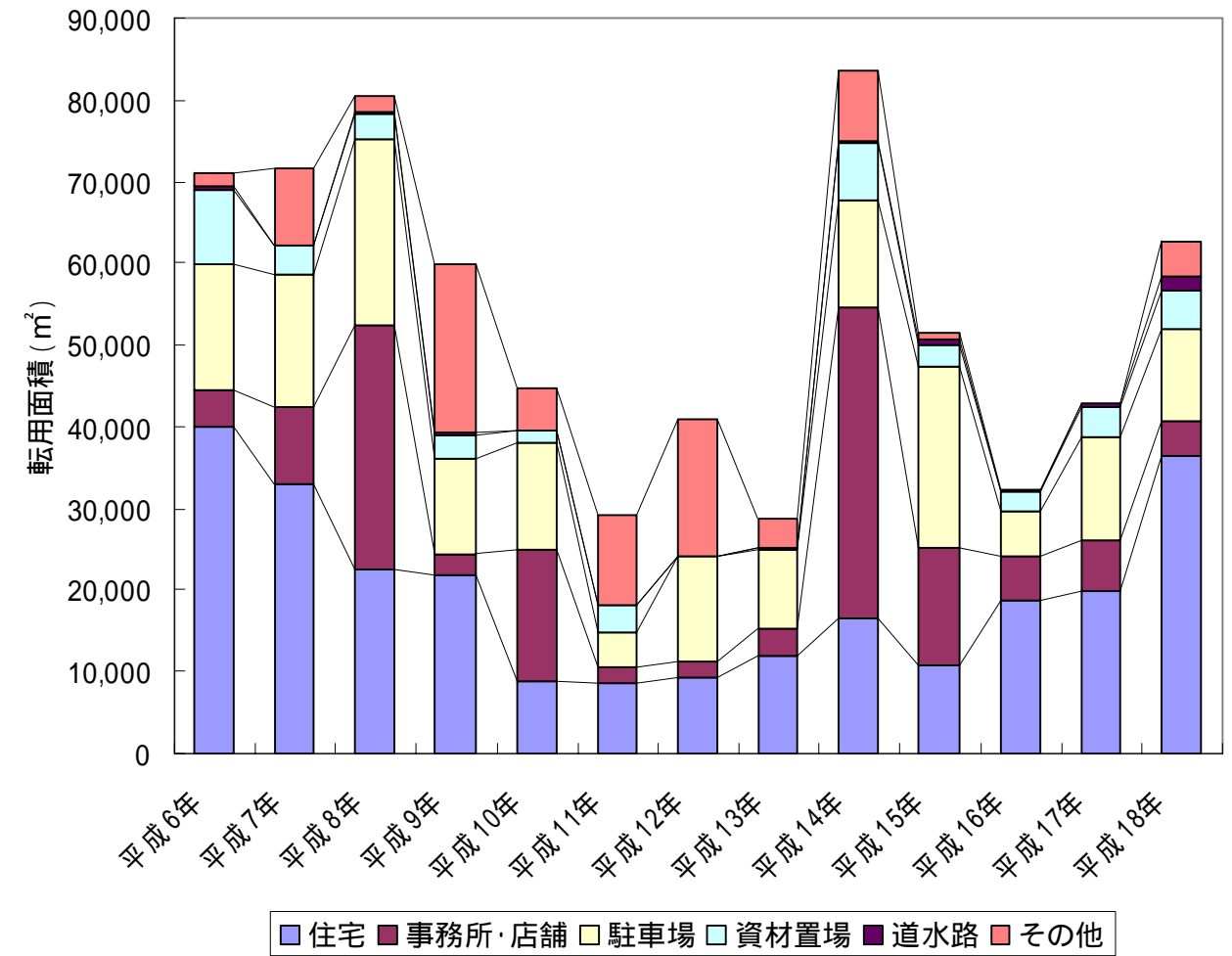
開発許可の推移

	市街化区域内開発					
	住居系開発			工業系	業務系	その他
	開発区域面積(千㎡)	計画人口(人)	計画戸数(戸)	開発区域面積(千㎡)	開発区域面積(千㎡)	開発区域面積(千㎡)
H7-9年度	121.7	3,585	1,333	0.0	40.8	2.7
H10-12年度	82.1	1,881	711	0.0	0.8	55.1
H13-15年度	124.5	3,115	1,092	0.0	16.8	0.0

	市街化調整区域内開発					
	住居系開発			工業系	業務系	その他
	開発区域面積(千㎡)	計画人口(人)	計画戸数(戸)	開発区域面積(千㎡)	開発区域面積(千㎡)	開発区域面積(千㎡)
H7-9年度	1.3	18	6	0.0	0.7	15.8
H10-12年度	1.7	27	9	0.0	0.0	0.5
H13-15年度	1.3	12	4	0.0	6.2	0.0

出典:都市計画基礎調査

年	転用件数	転用面積	用途別転用面積(㎡)					その他
			住宅	事務所・店舗	駐車場	資材置場	道水路	
平成6年	132	71,203	40,009	4,415	15,356	9,179	564	1,680
平成7年	124	71,614	32,932	9,517	16,078	3,784	0	9,303
平成8年	110	80,496	22,605	29,848	22,755	2,967	346	1,975
平成9年	119	59,816	21,855	2,618	11,668	2,967	137	20,571
平成10年	77	44,691	8,973	15,968	13,074	1,361	33	5,282
平成11年	47	29,108	8,535	1,881	4,376	3,393	0	10,923
平成12年	76	41,034	9,254	1,926	12,944	157	0	16,753
平成13年	68	28,792	12,068	3,217	9,608	241	0	3,658
平成14年	107	83,419	16,621	37,911	13,118	7,099	273	8,397
平成15年	82	51,431	10,747	14,275	22,283	2,605	737	784
平成16年	68	32,305	18,754	5,386	5,637	2,200	139	189
平成17年	86	42,881	19,865	6,321	12,697	3,584	414	0
平成18年	98	62,695	36,346	4,233	11,392	4,779	1,718	4,227



用途別農地転用面積の推移

出典:箕面市資料

(6) 農地・農家の状況

箕面市は農業振興地域が指定されていない。耕地面積は市街化に伴い田・樹園地は減少しているが、畑は大きな変動見られない。
 農家数・農家人口は年々減少傾向にあるが、専業農家は平成17年に入って増加（熟年世代の農業への参加が増えていると推測される）

農家戸数・人口の推移

年度	農家戸数(戸)				農家人口(人)	農業従事者数(人)
	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業		
平成2年	724	46	43	635	3,588	2,116
平成7年	630	40	58	532	3,034	1,899
平成12年	560	36	19	505	2,675	1,696
平成17年	539	53	15	471	*1,071	*715

出典：世界農林業センサス

農家人口と経営耕地面積の推移

年度	農家人口(人)		耕地面積(ha)			
	総数	農業従事者	田	畑	樹園地	合計
昭和55年	4,655	2,665	249.46	45.02	69.25	363.73
昭和60年	4,387	2,455	234.75	40.79	54.54	330.08
平成2年	3,588	2,116	205.13	49.98	29.63	284.74
平成7年	3,034	1,899	175.83	34.98	37.02	247.83
平成12年	2,675	1,696	143.97	40.32	34.69	218.98
平成17年	*1,071	*715	*86.96	*27.31	*17.71	*131.98

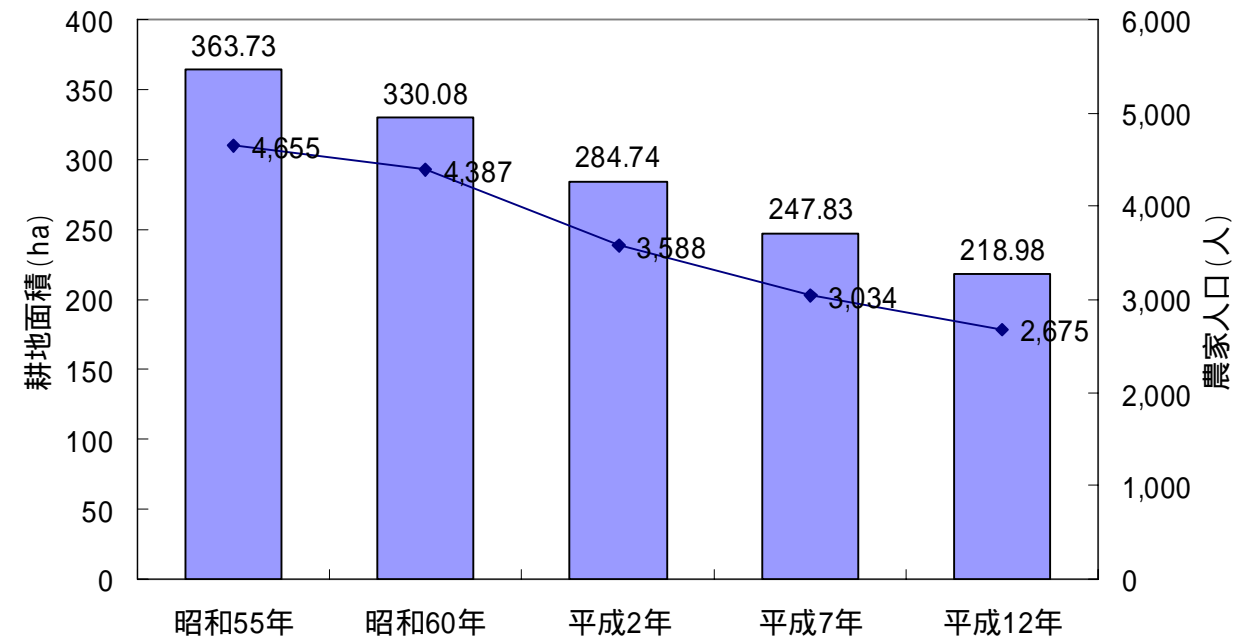
出典：世界農林業センサス

注：平成17年度から農家人口、耕地面積は販売農家（経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）のデータに変更となっているため、グラフには反映していない

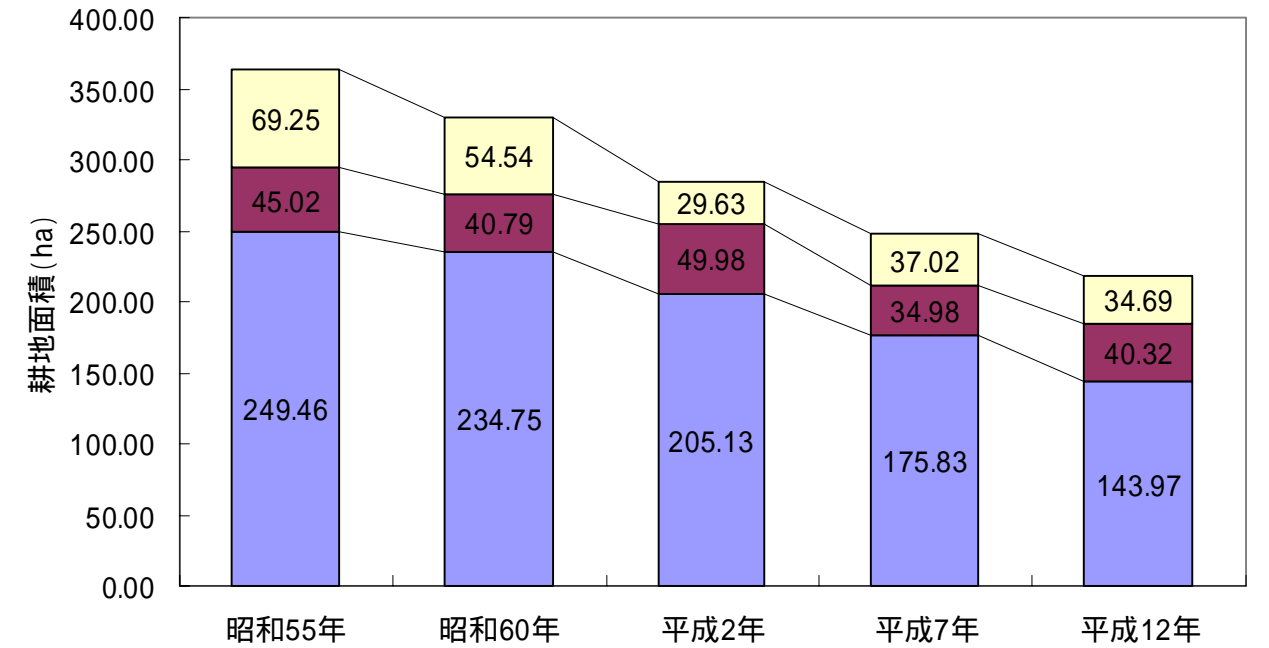
市域の農地の状況

年	農地面積(ha)					市街化調整区域		市街化調整区域		市街化調整区域	
	市街化区域内農地面積	生産緑地面積	宅地化農地面積	市街化調整区域内農地面積	水田	畑	水田	畑	水田	畑	
平成12年(構成比)	251	133	76	57	118	133	93	40	118	91	27
	100.0	53.0	30.3	22.7	47.0	100.0	69.9	30.1	100.0	77.1	22.9
平成14年(構成比)	241	127	68	59	114	127	90	37	114	89	25
	100.0	52.7	28.2	24.5	47.3	100.0	70.9	29.1	100.0	78.1	21.9
平成16年(構成比)	233	118	65	53	115	118	82	36	114	87	27
	100.0	50.6	27.9	22.7	49.4	100.0	69.5	30.5	100.0	76.3	23.7
平成18年(構成比)	226	112	62	50	114	112	77	35	114	87	27
	100.0	49.6	27.4	22.1	50.4	100.0	68.8	31.3	100.0	76.3	23.7

出典：箕面市資料



農家人口と経営耕地面積の推移



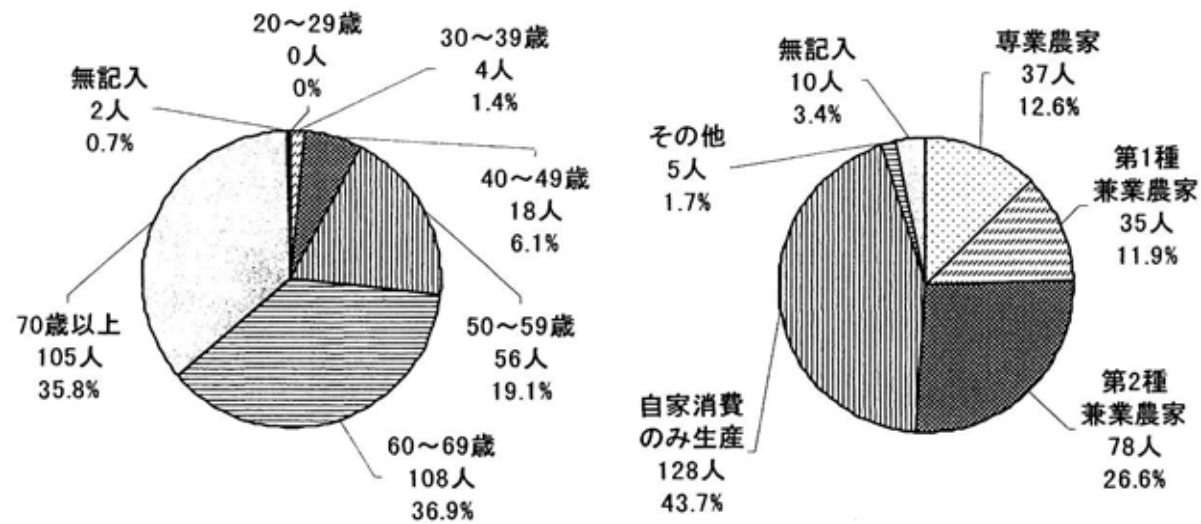
経営耕地面積(内訳)の推移

新農業基本指針策定時に、市内の農業者全戸を対象としたアンケート調査を実施し、営農状況や今後の営農などについて調査した。

(対象：市内農業者全戸 614 戸、回収数 293 票)

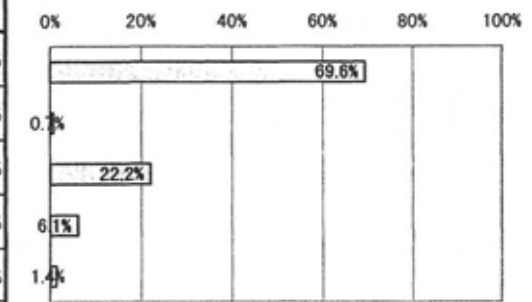
回答者の 7 割近くが 60 歳以上である。自家消費のみ生産する農家が 4 割を占める。先祖伝来の農地を守っていくため、農産物を自給するために営農している農家がほとんどである。

回答者の約 7 割が「後継者がいる」と答えており、継続の意向を示している。



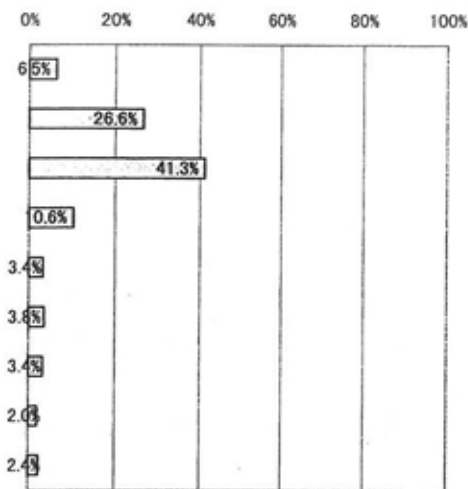
回答者の年齢と営農形態の内訳

No.	選択肢	件数	構成比
1	子どもや孫が続ける(予定も含む)	204	69.6%
2	親戚の中に継ぐ者がいる	2	0.7%
3	誰も続ける者がいない	65	22.2%
4	その他	18	6.1%
5	無記入	4	1.4%
合計		293	-



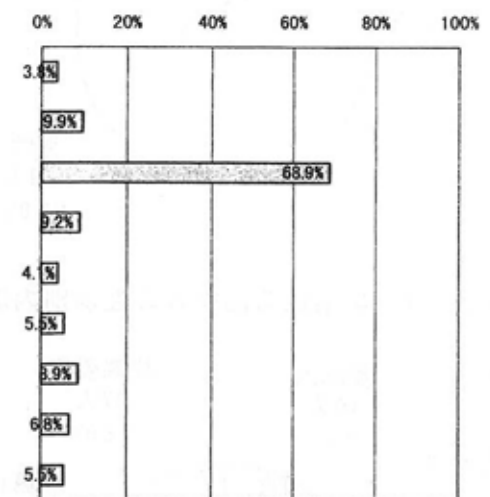
農業を続けていくための担い手、後継者について

No.	選択肢	件数	構成比
1	農業生産により収入を得るため	19	6.5%
2	米、野菜などの農産物を自給するため	78	26.6%
3	先祖伝来の農地を守っていくため	121	41.3%
4	生まれた時から農家であるから	31	10.6%
5	健康づくりのため	10	3.4%
6	農業が好きだから	11	3.8%
7	できた農産物を親戚・友人に分けるのが楽しみだから	10	3.4%
8	その他	6	2.0%
9	無記入	7	2.4%
合計		293	-



現在の営農理由について

No.	選択肢	件数	構成比
1	農地を購入、借入するなどして耕作面積を増やしたい	11	3.8%
2	収益性の高い農業に取り組みたい(施設の導入、新たな作物の栽培等)	29	9.9%
3	現状の農業を継続していきたい	202	68.9%
4	市民農園などとして活用していきたい	27	9.2%
5	希望があれば他の農家に農地を貸し付けたい	12	4.1%
6	農協や他の農家などに農作業を委託したい(または、委託の内容を広げたい)	16	5.5%
7	貸し付けも作業委託もせず、耕作面積を縮小したい	26	8.9%
8	農業をやめたい	20	6.8%
9	その他	16	5.5%
合計		293	-



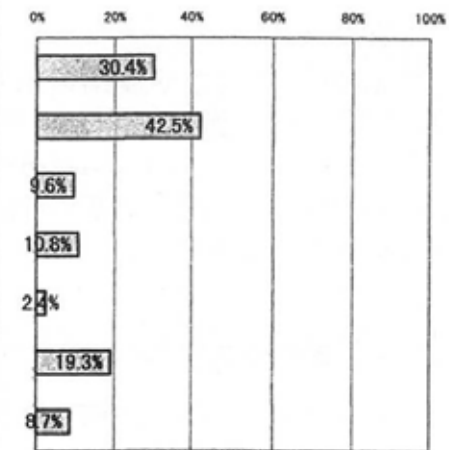
今後 10 年間の農業 (経営) への意向について (複数回答)

(7) 市民の農業・農地に対する考え方

箕面市新農業基本指針策定にかかるアンケート調査（平成 15 年 6 月）

市民が感じている農業や農地の現状や今後のあり方について調査した。
 （対象：20 歳以上男女 1,000 名、回収数 332 票）
 多くの市民が農地の持つ景観や緑といった多面的機能について好評価を与えている。
 地元の農業への関わり方はイベント、農園等への参加といった「体験型」への意向が見られる。しかし、実際に貸し農園等を利用している割合は低くなっている。

No.	選択肢	件数	構成比
1	農業体験イベントや教室への参加者として	101	30.4%
2	農地を借りて楽しみで野菜や果物を栽培する	141	42.5%
3	農家を手伝うボランティアとして	32	9.6%
4	農家を手伝うパートやアルバイトとして	36	10.8%
5	農業経営者（農家との共同農業経営者も含む）として	8	2.4%
6	関わりたくない	64	19.3%
7	その他	29	8.7%
合計		332	-

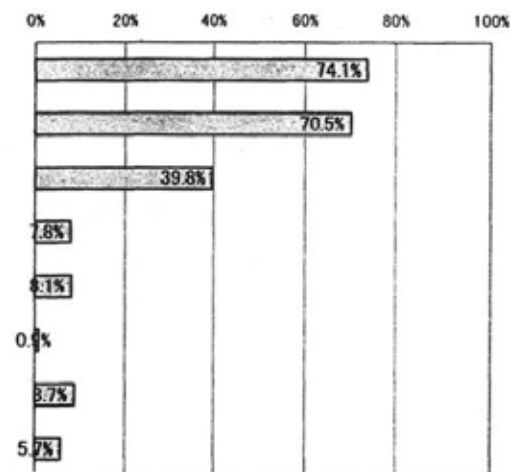


地元の農業への参加意向について

箕面市都市景観基本計画〔改訂版〕策定にかかるアンケート調査（平成 18 年 6 月）

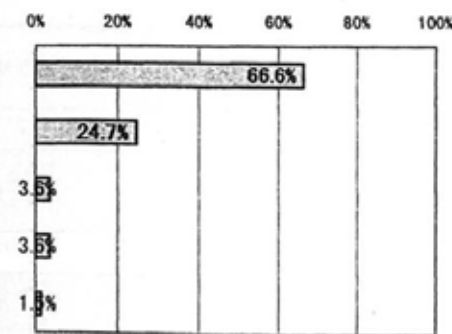
暮らしの中で感じる魅力ある景観、問題となっている景観や、今後進めていくべき景観施策の方向などを調査した。
 （対象：15 歳以上男女 3,200 名、回収数 1,014 票）
 農地・ため池のある風景は箕面らしい景観として評価が高く、それらが失われつつあることへの懸念が多く表明されている。

No.	選択肢	件数	構成比
1	植物や土を見ることができてよい	246	74.1%
2	自然にふれられるのでよい	234	70.5%
3	景観がよいのでよい	132	39.8%
4	農業の散布、農業機械の騒音、変なおい等があるので困る	26	7.8%
5	家の中に虫が入ってくるので困る	27	8.1%
6	景観がわるいので困る	3	0.9%
7	特に何も思わない	29	8.7%
8	その他	19	5.7%
合計		332	-

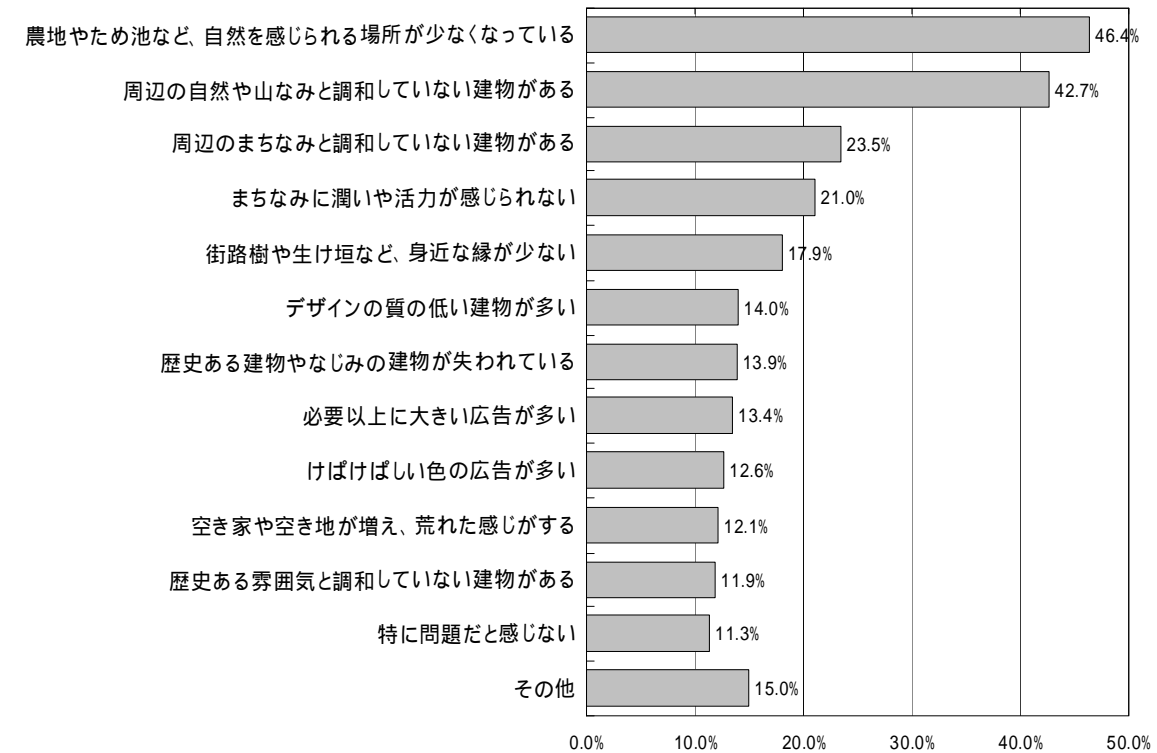


地域に農地や農業をしているところがあることについて（複数回答）

No.	選択肢	件数	構成比
1	どちらかと言えば満足している	221	66.6%
2	どちらかと言えば満足していない	82	24.7%
3	関心がない	12	3.6%
4	その他	12	3.6%
5	無記入	5	1.5%
合計		332	-



農地を含む景観や緑の満足度について



お住まいの近くで景観上問題だと感じる事（複数回答）